

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19

沖縄県犯罪被害者等支援推進計画（仮称）
骨子案

令和5年度～令和9年度

沖縄県

目 次

1	
2	I 総論
3	第1章 計画の策定にあたって（計画の基本的考え方）
4	1 計画策定の趣旨
5	2 計画の位置づけ
6	3 計画期間
7	4 計画の推進体制
8	5 実施状況の公表、検証
9	第2章 犯罪被害者等を取り巻く現状（統計等）
10	1 県内における犯罪等の状況
11	2 犯罪被害などに関する相談の状況
12	3 犯罪被害者等が置かれている状況
13	第3章 計画の基本的な方向
14	1 基本目標・目指す姿
15	2 基本理念
16	3 基本方針・施策の柱
17	4 施策の体系
18	II 各論（施策の展開）
19	基本方針1 損害の回復及び経済的負担の軽減
20	1 損害賠償請求援助
21	2 経済的負担の軽減
22	3 居住の安定
23	4 雇用の安定
24	基本方針2 精神的・身体的被害の回復
25	1 保健医療・福祉サービス提供
26	2 保護・捜査の過程における配慮
27	基本方針3 再被害・二次的被害の防止
28	1 安全の確保
29	2 二次的被害の防止
30	基本方針4 県民及び事業者の理解の促進
31	1 県民及び事業者の理解の促進
32	基本方針5 民間団体・支援従事者の育成・支援
33	1 人材の育成
34	2 民間支援団体に対する支援
35	基本方針6 連携協力体制の整備
36	1 総合的な支援体制の整備
37	2 相談及び情報の提供
38	III 資料編
39	基本法、条例、窓口一覧、その他

I 総論

第1章 計画の策定にあたって（計画の基本的考え方）

1 計画策定の趣旨

- 犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定

2 計画の位置づけ

- 条例第9条に基づく計画
- 基本法第5条（地方公共団体の責務）の規定に基づく要請に応えるもの
- 「沖縄県 SDGs 実施指針」を踏まえ、誰一人取り残さないという理念のもと、SDGs を推進。
- 国の基本計画の内容を考慮する。
- 県が実施する具体的施策（犯罪被害者等に特化していない関連施策・事業も含める。）を体系的に整理し、定める。

3 計画期間

- 令和5年度～令和9年度（5か年）
- 計画期間内であっても、国の施策の展開、犯罪被害者等のニーズや取り巻く環境等の変化等に合わせ、必要に応じて見直すことがある。

4 計画の推進体制

- 様々な分野にわたる施策を総合的に機能させていくために、「沖縄県犯罪被害者等支援庁内連絡会議」を中心に、庁内関係部局が相互に連携・協力しながら施策を進める。
- 計画の策定にあたっては、広く県民の意見を求め（パブリックコメントの実施）、及び「沖縄県犯罪被害者等支援審議会」で調査審議する。

5 実施状況の公表、検証

- 毎年度、施策の実施状況を取りまとめて公表する。
- 「沖縄県犯罪被害者等支援審議会」において、検証を行い、必要に応じて改善を図りながら施策を進める。

1 第2章 犯罪被害者等を取り巻く現状（統計等）

2 1 県内における犯罪等の状況

⇒推移グラフ等を挿入

- 4 ■ 刑法犯認知件数
- 5 ■ 重要犯罪認知件数
- 6 ■ 交通事故発生件数・死傷者数

8 2 犯罪被害などに関する相談の状況

⇒推移グラフ等を挿入

- 9 ■ 公益社団法人沖縄被害者支援ゆいセンター相談件数
- 10 ■ 沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター相談件数
- 11 ■ 沖縄県配偶者暴力相談支援センター相談件数
- 12 ■ 児童相談所相談件数

14 3 犯罪被害者等が置かれている状況

⇒犯罪被害者等支援ハンドブック（沖縄県）より記載

- 16 ■ 直接的被害
- 17 ■ 心身の不調
- 18 ■ 生活上の問題
- 19 ■ 周囲の人の言動等による精神的苦痛、二次的被害の問題
- 20 ■ 捜査、裁判に伴う様々な問題

1 第3章 計画の基本的な方向

2 3 1 基本目標・目指す姿（* 条例第1条：目的）

- 4 ■ 社会全体で犯罪被害者等を支え、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現

6 7 2 基本理念（* 条例第3条：基本理念）

- 8 ■ 犯罪被害者等が個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること
- 9
10 ■ 県、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等支援を行う者並びに
- 11 県民及び事業者の相互の連携協力の下、社会全体で推進すること
- 12 ■ 被害の状況及び原因、置かれている状況その他の事情に応じて適切な支援を行うこと
- 13
- 14 ■ 二次的被害が生ずることのないよう十分配慮すること
- 15 ■ 必要な支援が途切れることなく提供されること

16 17 3 基本方針・施策の柱（* 条例第8条各号：基本方針）

- 18 ■ 損害の回復及び経済的負担の軽減
- 19 ■ 精神的・身体的被害の回復
- 20 ■ 再被害・二次的被害の防止
- 21 ■ 県民及び事業者の理解の促進
- 22 ■ 民間団体・支援従事者の育成・支援
- 23 ■ 連携協力体制の整備

24 25 4 施策の体系

- 26 ■ 目標に向けて、条例第8条で定めた6つの「基本方針」を「施策の
- 27 柱」とし、犯罪被害者等基本法に定められた地方公共団体が講ずる
- 28 ものとする「基本的施策」を中心に13の「基本的施策」を紐付け、
- 29 体系的に整理する。

30 →「施策の体系図」次頁参照

31

1 【施策の体系図】

目標	基本方針・施策の柱	基本的施策
社会全体で犯罪被害者等を支え、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現	損害の回復及び経済的負担の軽減 * 条例第8条1号	1 損害賠償請求援助（法12） 2 経済的負担の軽減（法13） 3 居住の安定（法16） 4 雇用の安定（法17）
	精神的・身体的被害の回復 * 条例第8条2号	1 保健医療・福祉サービス提供（法14） 2 保護・捜査の過程における配慮（法19）
	再被害・二次的被害の防止 * 条例第8条3号	1 安全の確保（法15） 2 二次的被害の防止
	県民及び事業者の理解の促進 * 条例第8条4号	1 県民及び事業者の理解の促進（法17, 20）
	民間団体・支援従事者の育成・支援 * 条例第8条5号	1 人材の育成（法21） 2 民間支援団体に対する支援（法22）
	連携協力体制の整備 * 条例第8条6号	1 総合的な支援体制の整備 2 相談及び情報の提供（法11, 18）

2

3

4 **II 各論（施策の展開）**

5 ①基本方針・施策の柱（*条例の基本方針ベース）

6 ②基本的施策（*法の基本的施策ベース） ↗ 〈現状と課題〉

7 ③具体的施策

→「各論」掲載イメージ案次頁参照

8

9

10

11

III 資料編

12

基本法、条例、窓口一覧、その他

II 各論（施策の展開）

イメージ（案）

基本方針 1 損害の回復及び経済的負担の軽減（条例第 8 条第 1 号関連）

①

1 損害賠償請求等に関する援助（基本法第 12 条関連）

②

【現状と課題】

犯罪被害者等の多くは、損害賠償請求により加害者と対峙することは、更なる精神的負担を強いられることとなります。

また、訴訟となった場合には経済的負担なども必要となり、多くの困難に直面します。このため、犯罪被害等に係る損害賠償の請求等が適切かつ円滑に実施されるよう、各種経済的支援制度について周知を図り、損害回復を支援する必要があります。

【具体的施策】

③

施策名	施策の概要	所管部局等
交通事故相談所での相談等	交通事故相談所において、交通事故被害者からの損害賠償問題等の相談対応及び関係機関・団体の紹介・斡旋を行います。	子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

2 経済的負担の軽減（基本法第 13 条関連）

【現状と課題】

〇〇〇

【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管部局等
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

・
・
・
・

基本方針 2 精神的・身体的被害の回復（条例第 8 条第 2 号関連）

・
・
・